

## 阿賀野市告示第 3 6 号

阿賀野市畜産農家緊急支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

## 阿賀野市畜産農家緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、ウクライナ情勢及び円安等により、飼料価格の影響が著しい畜産業の経営継続を図ることを目的とし、予算の範囲内において阿賀野市畜産農家緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、阿賀野市補助金等交付規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 5 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人であること。
- (2) 補助金の交付申請の日時点において肉用牛の繁殖、肥育又は乳用牛による生乳出荷を実施しており、かつ、補助金の交付決定後も当該事業を継続する意思があること。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、令和 7 年 2 月 1 日時点の月齢が 2 か月齢未満の肉用牛又は乳用牛 1 頭につき 3 千円、月齢が 2 か月齢以上の肉用牛 1 頭につき 5 千円、月齢が 2 か月齢以上の乳用牛 1 頭につき 3 5 千円とし、肉用牛 1 経営体あたり 2 0 万円、乳用牛及び乳肉複合 1 経営体あたり 1 0 0 万円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものは、阿賀野市畜産農家緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書（第 1 号様式。以下「交付申請書兼請求書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 5 条 市長は交付申請書兼請求書の提出があった場合において、その内容が適当と認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、及び額を確定し、その旨を阿賀野市畜産農家緊急支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知

書（第２号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第６条 阿賀野市補助金等交付規則第１３条の規定による実績報告は、交付申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

（補助金の支払）

第７条 この補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後  
に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条 市長は事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （１） 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- （２） 重大な法令違反により公序良俗に反することが明らかになったとき。
- （３） 法令により規則基準に違反する等の行為をしたとき。

２ 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

（その他）

第９条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和７年２月２５日から施行する。

令和 年 月 日

阿賀野市長 様

申請者 住所  
氏名又は法人名  
(法人の場合代表者名)  
電話番号

## 阿賀野市畜産農家緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書

阿賀野市畜産農家緊急支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請、報告及び請求します。

## 記

## 1 交付申請額等

| 申請対象頭数<br>(令和7年2月1日時点) | 肉用牛    |        | 乳用牛    |        |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|
|                        | 2か月齢未満 | 2か月齢以上 | 2か月齢未満 | 2か月齢以上 |
|                        | 頭      | 頭      | 頭      | 頭      |
| 交付申請額(請求額も同額)          | 円      |        |        |        |

## 2 補助金の振込先(希望する振込先に☑を入れてください)

- ☐ 阿賀野市に登録されている口座へ振込みを希望します。(添付書類不要)  
☐ 下記の口座へ振込みを希望します。(添付書類:通帳の表紙と見開きページの写し)

振込口座情報(申請者名義(法人の場合は法人名義)の口座を記入すること)

| 金融機関名 |       |      | 支店名 |  |  |  |  |  |  |
|-------|-------|------|-----|--|--|--|--|--|--|
| 預金種類  | 普通・当座 | 口座番号 |     |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ  |       |      |     |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義  |       |      |     |  |  |  |  |  |  |

## 3 添付書類

- ・令和7年2月1日時点に飼養していることが証明できる書類(個体識別番号)
- ・直近の生乳出荷及び肉用牛の販売実績等及び配合飼料購入伝票等の写し

## 4 同意事項等の確認(☑を入れてください。)

- ☐ 補助金交付を受けた後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、補助金を返還することに同意します。
- ☐ この補助金の申請の日時点において肉用牛の繁殖、肥育又は乳用牛による生乳出荷を実施しており、かつ、交付決定後も当該事業を継続いたします。
- ☐ 本申請書の内容確認を行う場合、必要最低限の範囲で個人情報の使用に同意します。

第 号  
令和 年 月 日

様

阿賀野市長

阿賀野市畜産農家緊急支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった阿賀野市畜産農家緊急支援事業補助金について、阿賀野市畜産農家緊急支援事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知する。

併せて、その額を確定したので通知する。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付申請額 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 円 |

4 交付決定の内容

この補助金の対象となる事業の内容は令和 年 月 日付けで申請のあった申請書記載のとおりとする。